

掛川市規則第24号

掛川市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成23年8月8日

掛川市長

(別紙)

掛川市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市営住宅管理条例施行規則（平成17年掛川市規則第117号）の一部を次のように改正する。

別表掛川市営住宅原谷第1団地の項を削り、同表掛川市営住宅原谷第2団地の項中「本郷567番地」を「本郷572番地の1、588番地の2」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。